

インターネットと名誉毀損*

ジョン・ミドルトン



ジョン・ミドルトン (John Middleton) 一橋大学法科大学院教授
1964年オーストラリア・メルボルン市生まれ。モナシュ大学文学部
優等卒業課程 (日本語・日本学専攻)・法学部卒業、大阪外国語大学
留学生別科卒業、一橋大学大学院法学研究科修士課程 (堀部政男ゼ
ミナール/メディア法・英米法専攻) 修了、リオ・カッセン研修所
修了、ロンドン大学ユニバーシティ・カレッジ法学部客員研究員 (1998
年~2000年)。オーストラリア弁護士 (ヴィクトリア州最高裁判所パ
リスタ及びソリシタ)。一橋大学助手、専任講師、助教授 (准教授)
を経て現職。専門は比較メディア法 (特に報道被害者の法的・倫理
的救済論)。現在、モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 (EMA)
理事、総務省海外情報通信判例研究会構成員などとして活躍中。

1 はじめに

近年、インターネットやオンライン・サービスの利用が爆発的に増大してきていることに伴い、サイバースペースにおける名誉毀損の問題が大きな関心を集めている。また、プロバイダーがどのような責任を負うべきかについても議論されている。

サイバースペースでは、名誉毀損になり得るようなコンテンツが従来のメディアにおけるよりもはるかに多く流通しており、名誉毀損訴訟が提起される可能性が高い。例えば、オンライン・サービスの電子掲示板では、第三者による編集上のチェックを受けないで、世界中の多数の者に対して、情報を伝達することが可能になった。このようなメッセージは、システム・オペレーターのコンピュータのメモリに残り、会員は、

* 本稿は、2008年10月15日に駿河台大学比較法研究所において行った特別講演に加筆したものである。

それを印刷したり、ダウンロードしたり、電子メールで再公表したりすることができる。また、電子掲示板に書き込まれるメッセージは、従来の手紙やファックスよりもインフォーマルなスタイルで書かれる傾向があり、しばしば問題になっている。名誉を毀損することになりがちなフレーミング (flaming) 一すなわち、炎を発するほど、侮辱的・挑発的な表現を使って論争を進めること—を専門とするニュースグループさえ存在している。

しかし、このようなニュースグループに参加する多くの者は、オンラインで情報を流すと自らが名誉毀損法上の公表者 (publisher) になると考えている場合はほとんどなく、またそのような行為には法的に重大なリスクが伴うという意識は低いと考えられる。さらに、そのほとんどの者は、弁護士に相談したり、自分の表現により名誉を毀損された被害者に対して損害賠償を支払ったりする余裕もない。

インターネットは、従来、専ら科学者や技術者が利用してきた領域であったために、そのユーザーは、共通の目標や行動規範を持ち、ネチケット (netiquette) などの儀礼的な慣習によってオンライン紛争を解決することができた。例えば、問題のある表現に対して反論することによって相手を論破できたのである。

ところが、従来のユーザーとは全く異なる、文化、行動、および社会に対する期待を持つ者が参入するようになり、インターネット・カルチャーが変化してきた。それに伴い、このようなインフォーマルなルールでは対応することができなくなっている。特にネットワークが国際化しているために、発信者は、自ら書き込んだ表現がその国内では名誉毀損に当たらないと考えていても、それが受信される別の社会では名誉毀損に当たるおそれがある。また、名誉毀損に当たる表現は、それが受信される各々の法域において訴訟の対象となり得る。

インターネットにおける名誉毀損に対していったい誰が責任を負うのか。オンライン・プロバイダーは、そのサービスを通じて伝達されるすべての表現に対して責任を負うべきか。原告が複数の法域において訴訟を提起することは認められるべきか。原告が最も有利な判決を得るため

に法廷地漁りをする事は認められるべきか。これは比較的新しい分野であるため、ここで指摘したような問題に対する明確な答えは、まだ出ていない。

このような新しい状況のなかでも、裁判所は、高度情報化社会の新しいメディアや技術が生み出す新たな法律問題に対し、従来の法律を適用しようとする傾向が強い。

本日の講義では、主として、オーストラリア、イギリス、アメリカの事件、それに関する判決を取り上げ、これらの問題について検討することにしたい。

2 イングランドにおける名誉毀損の定義

まず、イングランドにおける名誉毀損の定義について紹介しよう。ちなみに、ここでいうイングランドは、地域的には、連合王国のなかのイングランドとウェールズを意味し、スコットランドと北アイルランドを除く。

残念ながら、コモンロー上、「名誉毀損」の完璧な定義は存在しないが、英連邦の国々の裁判所は、「他人について正当な判断を下す一般の人々の評価を低下させる傾向がある」表現の公表 (the publication of a statement “which tends to lower a person in the estimation of right-thinking members of society generally”) という、シム対ストレッチ事件¹においてアトキン裁判官が提案した定義を適用することが多い。

これは、パーク裁判官がパーミター対クーブランド事件²において判示した、原告を「嫌悪、侮辱または嘲笑」に至らしめる表現の公表 (the publication of a statement which exposes the plaintiff to “hatred, contempt or ridicule”) という定義よりも広い。

また、ユースーポフ対MGMピクチャーズ社事件³では、スレッサー裁

1 *Sim v. Stretch* (1936) 52 TLR 669 at 671 per Lord Atkin.

2 *Parmiter v. Coupland* (1840) 6 M & W 105 at 108 per Parke B.

3 *Yousouppoff v. MGM Pictures Ltd* (1934) 50 TLR 581 per Slessor LJ.

判官は、原告を「遠ざけさせまたは避けさせる」傾向がある表現の公表 (the publication of a statement tending to make the plaintiff be “shunned or avoided”) が名誉毀損に当たると考えた。

ちなみに、日本では、「名誉毀損」とは、「他人の社会的評価を低下させる行為」をいう。

コモンローの国々では、原告は、名誉毀損に当たる表現の公表を受けた者が原告に関する評価を実際に下げたことを立証しなくてもよい。その受け手にはそれが真実でないことがわかっているにもかかわらず、それは名誉毀損に当たり得るのである⁴。

3 メッセージ作成者の責任

(1) リンドス対ハードウィック事件

オーストラリアでは、1994年3月31日、西オーストラリア州最高裁判所 (Supreme Court of Western Australia) が、リンドス対ハードウィック事件⁵において、個人が名誉毀損的表現を電子掲示板に書き込む場合に様々なリスクが伴うことを明確にした。

実は、コモンローでは、名誉毀損は、ライベル (libel) とスランダー (slander) の2つに分けられている。ライベルは、文書など永久に残存し得る方式で公表される表現によるものであり、スランダーは、口頭、身振りなど一時的な方法で公表される表現によるものである。この区別は、非常に重要である。なぜならば、ライベルの場合には、原告は特に損害を立証しないで (損害が推定される) 訴訟を遂行し得るが、スランダーについては、特定の場合を除き、原告は特別損害 (special damage) を立証しなければならないからである。「特別損害」とは、物質的損害 (material loss) または現実の金銭的損害 (actual pecuniary loss) を意味する。

リンドス事件における判決は、サイバースペースにおける名誉毀損が

4 *Hough v. London Express Newspaper Ltd* [1940] 2 KB 507.

5 *Rindos v. Hardwick*, unreported judgment of the Supreme Court of Western Australia no. 940164 (no. 1994 of 1993).

ライバルに当たるという英連邦の法域の先例として、重要な意味を持っている⁶。この事件では、国際人類学会・考古学会で著名となっている人類学者が、同氏に関するメッセージをインターネットの人類学ニュースグループに書き込み、また西オーストラリア州人類学会（Anthropological Association of Western Australia）の会長あてに手紙を郵送した学者に対し、訴訟を提起した。被告は、これに対して抗弁する経済的余裕がなかったため、懈怠判決を言い渡された。西オーストラリア州最高裁判所の IPP 裁判官（Mr Justice Ipp）は、原告が性的非行を犯したことがあり、また専門的能力に欠けているというニュースグループにおける被告の主張は、ライバルに当たると判示し、4万ドル（当時の1オーストラリア・ドルを85円にすると、340万円）の損害賠償の支払いを命じた。IPP 裁判官は、損害賠償額を算定するにあたって、この電子掲示板が世界的に広範な読者層を有していることを考慮に入れたとみられている。

リンドス事件においては、原告および被告の双方が、オーストラリアの同じ州に在住していたが、たとえ被告が他の国に居住していたとしても、裁判の結果は同じであったといえよう。イギリスのゴッドフリー事件をみると、この分野の訴訟が国際的性格を持っていることがよくわかる。

(2) ゴッドフリー事件

この事件では、カナダ国籍を有し、かつてドイツで核物理学者として活躍したローレンス・ゴッドフリー博士（Dr Laurence Godfrey）が、同氏の個人的および職業的な特性について名誉毀損的なコメントを国際ニュースグループに書き込まれたとして、1995年3月、スイス在住の研究者に対し、イングランドにおいて訴訟を提起した。訴訟の対象となった表現は、世界中にいる、原告の学生や同僚を含む数千人のユーザーがアクセスすることができるものであった。原告は、結局、1995年7月に

6 その後、この区別は、オーストラリアの各々の法域において廃止されている。詳しくは、John Middleton, "An Introduction to the Australian Uniform Defamation Acts of 2005-2006", (2008) 36 *Hitotsubashi Journal of Law and Politics* 21 参照。

和解した。

これら2つの事件の原告は、名誉毀損的表現を書き込んだ個人に対して訴訟を提起しているが、他の事件では、原告が、表現の作成者をはじめ、それを伝達したオンライン・サービスの主宰会社に対しても訴訟を提起している場合もある。

(3) ニフティ現代思想フォーラム事件

例えば、日本のニフティ現代思想フォーラム事件⁷では、パソコン通信ネットワークのユーザーが、電子掲示板の書き込みによって名誉を毀損されたとして、1994年4月、ネットワークの主宰会社であるニフティ、システム・オペレーター、および書き込みをしたユーザーに対し、記載の削除、謝罪広告の掲載、および200万円の損害賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起した。これは、日本においてネット上の名誉毀損が争われた最初の事件である。

1997年5月26日、裁判所は、その名誉毀損的表現の公表に対する被告3者の責任を認め、50万円の損害賠償の支払いを命じた。書き込みをしたユーザーは、メッセージの作成者として責任を負った。システム・オペレーターは、ネットワークのルールに従って削除すべきメッセージを削除しなかったため、責任を負うことになった。そして、サービス・プロバイダーのニフティは、システム・オペレーターを監督しなかったとして使用者責任を負った。

その後、被告3者は、地方裁判所が当事件の実事や法の解釈と適用について誤審したとして、東京高等裁判所に控訴した。東京高裁は、次のように一審判決を訂正している。システム・オペレーターについては、誹謗中傷の発言を削除する条理上の法的義務はあるが、本件では削除権限の行使が許容限度を超えて遅滞したとまではいえず、削除義務違反にはならないとして、その法的責任を否定した。そして、システム・オペレーターに責任がない以上、ニフティも使用者責任を負わないとして、

7 東京地裁1997年5月26日判決、判時1610号22頁；東京高裁2001年9月5日判決（控訴審判決）、判タ1088号94頁。

システム・オペレーターとニフティの一審敗訴部分を取り消した。ただし、書き込みを行った者に対しては、その誹謗中傷的発言が言論として許容される範囲を逸脱しているとして、50万円の支払いを命じた。

次に、コモンロー上の再公表者の責任について考察したい。

4 コモンロー上の再公表者の責任

イングランドにおいては、名誉毀損的表現を繰り返したまたは再公表する者 (republisher) はすべて、第一次公表者 (original publisher) として責任を負う。第二次公表者は、第一次公表者を特定したまたは自分自身の表現を公表したのではなく、第一次公表者の表現を報じただけであると主張しても、免責事由とはならない。

新聞記事の場合は、執筆者、編集者、発行者、印刷者、会社所有者、および一善意の流布 (innocent dissemination) の免責事由が適用される場合を除き一配布者 (distributor) ならびに小売業者のすべてが、責任を負わなければならない可能性がある。ラジオ局およびテレビ局においても同様の役割を担う者は、名誉毀損的表現を放送したことについて責任を負うことになる。

免責される善意の流布というのは、新聞雑誌小売業者、書店、図書館、または他の配布者が公表物に名誉毀損的表現が含まれていたことを知らなかったこと、それが当該表現を含んでいると信じるに足りる理由がなかったこと、およびそのような知識を欠いていたことが自らの過失によるものでなかったことを立証できる場合に限り適用される。このことは、配布者は公表物が名誉毀損的表現を含む可能性があることを知っておりまたは知るべきである場合には、責任を負うということである。したがって、配布者は、名誉毀損的表現が、論争のある事項を掲載する傾向のある新聞に含まれているだけで、その公表の責任を負わなければならない可能性がある。

再公表に関する配布者の責任に関連するゴールドスミス対スプリングズ事件⁸において、イングランドの控訴裁判所 (Court of Appeal) の多数意見は、原告が主張する名誉毀損については、あらゆる配布者に対し、

訴訟を提起することが可能であると判示した。スカーマン裁判官およびブリッジ裁判官 (Lords Scarman and Bridge) は、プレスの自由の侵害のおそれがあるかも知れないが、そのおそれは、原告に由来するものではなく、法に由来するものであると考えた。法に基づく配布者に対する訴権を存続すべきか否かは、議会の考慮すべき問題であると述べた。これに対し、デニング記録長官 (Lord Denning MR) は、名誉毀損について事前に知識を有していたことが立証される場合を除き、末端の配布者 (subordinate distributor) が原告に対して責任を負うと判示された先例がないとして、反対意見を述べた。配布者に対して訴訟を提起する原告の主要な目的は、配布経路を遮断するという法の手続の範囲外にある付随的なものであり、さらにプレス自由は、開かれた配布経路を維持することにかかっていると述べた。デニング記録長官の反対意見によると、公表物が名誉毀損的表現を含むことを知っていたことが立証されるならば、新聞雑誌小売業者、書店などの末端の配布者でも責任を負うことになる。

ちなみに、善意の流布の免責事由は、印刷者、複製者、放送局、および翻訳者には適用されない。

そこで、サイバースペースの話に戻ろう。

5 アメリカにおけるネットワーク・ユーザー書き込みのメッセージに対するサービス・プロバイダーの責任

ネットワーク・ユーザーが電子掲示板に書き込む名誉毀損的表現についてサービス・プロバイダーに責任を負わせるべきか否かは、論争を呼ぶ問題である。もしプロバイダーに自ら作成も編集もしていない表現に対して責任を負わせるならば、プロバイダーはそのようなリスクを伴う事業を行わなくなり、電子メディアの発展が妨げられるおそれがある。しかし、プロバイダーの責任も考慮に入れなければ、名誉毀損的表現の作成者の多くが損害賠償の支払能力がないため、被害者は、適切な法的

救済を得られなくなるであろう。

(1) カビー社対コンピューサーブ社事件

1991年、ニューヨーク州南裁判区の合衆国地方裁判所（United States District Court, Southern District of New York）は、カビー社対コンピューサーブ社事件⁹において、ジャーナリズム・フォーラムに書き込まれた表現に関する、コンピューサーブ（サービス・プロバイダー）の責任について審理した。リージャー裁判官（Judge Leisure）は、コンピューサーブが、同フォーラムの編集権（editorial control）を第三者に委任していて、名誉毀損的表現の存在を知らず、またそれを知る理由もなかったため、その表現に対して責任を負わないと判示した。コンピューサーブが電子掲示板へのアクセスを提供する際に有していた編集権は、公共図書館、書店、および新聞雑誌売り場が出版物を配布する際に有する程度を越えていなかったため、コンピューサーブは、ユーザーが書き込んだメッセージの内容に対して責任を負わなかったためである。

(2) ストラットン・オークmont社対プロディジー・サービス社事件

1995年、ニューヨーク州高位裁判所（New York Supreme Court）は、ストラットン・オークmont社対プロディジー・サービス社事件¹⁰で、一部略式判決の申立てについて判断する際に、電子掲示板の内容に対する編集権を行使したプロバイダーは誰が書き込んだかわからない表現に対し第一次発行者（primary publisher）として責任を負うと判示した。同裁判所は、本件のプロバイダーであるプロディジーの活動はカビー事件のコンピューサーブのそれと2つの点で異なると判断した。まず、プロディジーは、電子掲示板のコンテンツを積極的に規制する家族向けのサービスを提供していると宣伝していた。次に、プロディジーは、自動ソフトウェア・スクリーニング・プログラムを利用し、またボード・リーダーが遵守しなければならないガイドラインを公表することによってこ

9 *Cubby, Inc. v. CompuServe, Inc.*, 776 F Supp 135, 19 Med L Rptr (BNA) 1525 (SDNY 1991).

10 *Stratton Oakmont, Inc. v. Prodigy Services Co.*, 23 Med L Rptr (BNA) 1794 (NY Sup Ct 1995).

の規制を具体化していた。プロディジーは、そのすべての電子掲示板のコンテンツを規制することを意図的に選択していたので、第一次発行者としてそれらに書き込まれた表現に対して責任を負うべきである、と裁判所は判断したのである。原告は、1995年10月、謝罪状を受け取り、2億ドルの損害賠償を求める本件訴訟を取り下げたが、その際に、裁判所は、この分野においては先例が不可欠であるという理由で、前の決定を破棄するのを拒否した。

この判決の帰結として、プロバイダーは、責任を負わなければならない「発行者」として分類されることになるのをおそれて、一切編集権を行使しないことになることが考えられる。しかし、電子掲示板の編集という貴重なサービスが提供されなくなるのは、決して望ましいことではない。

このような問題を防ぐために、連邦議会は、1996年通信品位法 (Communications Decency Act of 1996) を制定した。

(3) 1996年通信品位法第230条(c)項

同法の第230条(c)項第1号は、「双方向コンピュータ・サービスのプロバイダーまたはユーザーは、別の情報コンテンツ・プロバイダーによって提供された情報について発行者または表現者として扱われてはならない」と規定している。

また、サービス・プロバイダーが違法な情報に対して削除などの措置を取ることにについては、善意で自発的に取られる限りにおいては責任を問われないこととなっている (第2号)。

インターネット上の名誉毀損についてサービス・プロバイダーの不法行為責任が、この規定により免責された事例として、1997年のゼラン対アメリカ・オンライン社事件¹¹における第4巡回区の合衆国控訴裁判所 (Court of Appeals for the Fourth Circuit) の判決がある。

11 *Zeran v. America Online, Inc.*, 129 F 3d 327 (4th Cir 1997), cert. denied, 524 US 937 (1998).

(4) ゼラン対アメリカ・オンライン社事件

この事件では、特定不明の第三者がアメリカ・オンラインという大手サービス・プロバイダーの電子掲示板に1995年のオクラホマ・シティ連邦ビル爆破テロ事件を讃えるスローガン付きのTシャツの虚偽の広告を掲載した。それは、無断でワシントン州在住のケン・ゼラン (Ken Zeran) 氏の名前および自宅電話番号を含んだ悪質なものであった。そのために無数の迷惑電話や殺人の脅迫を受けたゼラン氏は、アメリカ・オンラインに削除を要求したところ、アメリカ・オンラインが削除を不当に遅らせたことなどにより被害を受けたとして、名誉毀損を理由に訴訟を提起した。

裁判所は、プロバイダーにコンテンツに対する不法行為責任を課せば、表現の自由に対する萎縮効果になり、書き込まれるメッセージの数および種類を厳しく制限することになると考えた。また、通信品位法がプロバイダーから発行者としての責任を免除した趣旨は編集上の過失を理由として賠償を求めることも否定したものであり、自社のシステム上で第三者が発信した名誉毀損的情報についてプロバイダーがその存在を知っていても適用になると判示した。なお、通信品位法においては、原則としてプロバイダーに削除義務はないとされている。しかし、サービス・プロバイダーの責任を原則として認めないとする考え方については意見が分かれており、その責任を一定の範囲で認めるべきであると主張する法律家もいる¹²。

次に、連合王国の状況について考察することにしたい。

12 例えば、Fitzgerald et al (2007), [12.255] 参照。

ちなみに、日本においては、このような被害者は、現在、2002年5月27日に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダー責任制限法)第3条・第4条に基づき、プロバイダーや掲示板管理者などに書き込み削除や発信者の情報開示を請求できる。詳しくは、小向(2008), pp. 130-135; 佃(2008), pp. 134-144参照。

6 連合王国の1996年名誉毀損法による公表責任

連合王国の国会は、通信技術の顕著な発展がみられるなかで、善意の流布という免責事由に関するコモンローを現代化し、法典化するために、1996年名誉毀損法 (Defamation Act 1996) を制定した (資料参照)。この規定は、この免責事由を電子メディアのオペレーターや生放送を行う放送事業者にまで拡張することを目的としたものであるが、すでに「インターネット免責事由」 (the Internet defence) として知られるようになってきている。また、この規定は、コンピューサーブ、ヨーロッパ・オンライン (Europe Online)、およびマイクロソフト・ネットワークの3つの大手サービス・プロバイダーが協力してオンライン・コミュニケーションにおける名誉毀損責任を明確化することを求めるロビー活動を行った後、設けられたものである。刑事名誉毀損事件は、同法の規定の適用外とされている。

この法律の第1条は、「公表責任」 (responsibility for publication) について規定しているが、同条は、名誉毀損訴訟において、被告は、(a) 当該表現の作成者 (author)、編集者 (editor)、または発行者 (publisher) でなかったこと、(b) その公表に対して相当の注意を払ったこと、ならびに(c) その行動が名誉毀損的表現の公表の原因となりまたは寄与したことを知らず、またそれを信じる理由もなかった (neither knew nor had reason to believe that his actions caused or contributed to the publication of the defamatory statement) ことを立証できる場合には、免責事由を有する (第1項) としている。通信システムのオペレーターは、そのシステムを通じてメッセージを伝達または提供する者に対して効果的な規制権を有していない場合には、作成者、編集者、または発行者とはみなされない (同条第3項(e)号)。したがって、プロバイダーは、表現の存在を知らず、またその存在を信じる理由がない限り、ユーザーが書き込んだ名誉毀損的表現に対して責任を負わないのである。裁判所は、ある者が相当の注意を払ったかまたは自己の行為が名誉毀損的表現の公表の原因となりもしくは寄与したことを信じる理由があったか否かを決

定するにあたって、(a)メッセージの内容またはそれを公表する決定に対するその者の責任の程度、(b)公表の性質または事情、および(c)作成者、編集者、または発行者の以前の行動または性格を考慮に入れなければならない（同条第5項）。

制定法による、このような解決策は、歓迎すべきであるが、イギリス市民に関する名誉毀損的表現が他の法域において公表されるならば、ほとんど効果がないであろう。このような問題を解決するためには、国際条約による統一的なアプローチが必要であるといわざるを得ない。

(1) ゴッドフリー対ディーモン・インターネット社事件

1996年名誉毀損法制定後、ゴッドフリー対ディーモン・インターネット社事件¹³における1999年のイングランドの高等法院女王座部（High Court, Queen's Bench Division）の判決がリーディング・ケースとなっている。

ディーモン・インターネット社は、ユースネット電子掲示板へのアクセスを提供するサービス・プロバイダーであるが、1997年1月13日にアメリカにいる特定不明の人物が、ゴッドフリー博士を偽装してその名誉を毀損するようなメッセージを、そのサービス・プロバイダーのニュースサーバーからアクセスできる掲示板に書き込んだ。

ディーモン・インターネットのユーザーは、その名誉毀損的メッセージをそのニュースサーバーからダウンロードすることができたので、原告は、1月17日、ディーモン・インターネットに対し、その名誉毀損的メッセージの存在を知らせた上で、その削除を要求した。しかし、ディーモン・インターネットは、その要求に応じなかった。結局、そのメッセージは、書き込みの2週間後に当たる1月27日に自動的に削除されるまで、そのまま掲示板に残っていた。

高等法院のモーランド裁判官（Justice Morland）は、名誉毀損的表現の存在を知ったにもかかわらずそれを削除しなかったサービス・プロ

13 *Godfrey v. Demon Internet Ltd* [1999] 4 All ER 342, [2001] QB 201, [1999] EMLR 542.

バイダー、ディーモン・インターネットが名誉毀損法のもとで「発行者」となっていたとして、1万5,000ポンド(当時の1ポンドを200円にすると、300万円)の損害賠償および23万ポンド(4,600万円)の弁護士費用の支払いを命じた。

ディーモン・インターネットは、この判決に対して控訴する用意があったものの、結局諦めてそれに応じることにした。

7 裁判管轄権に関する問題

現行法では、インターネットにおける表現は、そのサービスにアクセスすることが可能な各々の法域において訴訟の原因となり得ることを知らなければならない。メッセージの作成者、システム・オペレーター、サービス・プロバイダーなどの参加者は、自分の地域の法律だけではなく、そのメッセージを受信することができるすべての法域の法律を考慮に入れなければならない。すべての法域のすべての関係法を知ることを参加者に期待しても無理であるにもかかわらず、各々の法域の裁判所は、それを仮定し、責任を負わせることになる。

そこで、原告は、最も有利な判決を得るために法廷地漁りをして、被告がほとんど関係のない法域において訴訟を提起する場合もある。伝統的なメディアによって名誉を毀損される原告にとって、比較的厳格な名誉毀損法を持つイングランドは、法廷地漁りの対象となり得る。インターネットの事件の場合でも、原告は、例えばアメリカや日本から発信される表現について、アメリカ合衆国憲法修正第1条や日本国憲法第21条による言論の自由の保障が及ばないイングランドで訴訟を提起することが考えられる。懲罰的損害賠償(punitive damages)の考え方がなく、また損害を査定し、賠償額を定める陪審制度がないため、名誉毀損関係訴訟で認められる損害賠償がコモンローの諸国に比べて低額である日本のような国の原告にとって、損害賠償が特に高額であるイングランドは、法廷地として魅力的であろう。

イングランド法では、名誉毀損は、メッセージの発信地ではなく、受信地において生じる。そこで、原告は、イングランドにおいて誰かが名

誉毀損的表現にアクセスしたことさえ立証できれば、訴訟を提起することができる。

6年前に世界中のメディアの注目を集めた、オーストラリアのダウ・ジョーンズ社対ガットニック事件¹⁴は、この種のよい例である。

(1) ダウ・ジョーンズ社対ガットニック事件

この事件では、2000年10月、バロンズ (Barron's) という専門誌およびバロンズ・オンライン (Barron's Online) というそのオンライン版に、ジョセフ・ガットニック (Joseph Gutnick) 氏というオーストラリア・ヴィクトリア州在住の有名な実業家の不適正な取引、脱税問題などについての特別記事が掲載された。

ガットニック氏は、バロンズおよびバロンズ・オンラインの発行者であるアメリカのダウ・ジョーンズ社に対して、私が弁護士登録をしているヴィクトリア州最高裁判所 (Supreme Court of Victoria) で訴訟を提起した¹⁵。その訴訟の対象は、ヴィクトリア州において行われたその記事の公表による、同州における原告の名誉の毀損に限定するものであった。

ダウ・ジョーンズは、当該雑誌を世界中で延べ30万5,563部売れたものの、そのうち、たった14部がヴィクトリア州で販売された。また、バロンズ・オンラインについては、世界中でそのサービスにアクセスするために登録していた55万名のうち、300名だけがヴィクトリア州に在住していた。ちなみに、ダウ・ジョーンズの編集部とバロンズ・オンラインのサーバーは、それぞれニューヨーク州とニュージャージー州にあった。

この事件は、オーストラリア最高裁判所 (High Court of Australia) まで争われたが、裁判所は、インターネットでの情報の公表はその内容が理解できる形 (comprehensible form) でダウンロードされる場所お

14 *Dow Jones & Company, Inc. v. Gutnick* (2002) 210 CLR 575.

15 *Gutnick v. Dow Jones & Company, Inc.* [2001] VSC 305; *Dow Jones & Company, Inc. v. Gutnick* [2001] VSCA 249.

よび時点で行われるという判決を言い渡した。重要なのは、アップロードではなく、ダウンロードの場所および時点である。

したがって、ヴィクトリア州におけるそのコンテンツの公表は、ヴィクトリア州にいるユーザーがそれが読める形でダウンロードした時点で発生した。そして、原告は、その訴訟の対象をヴィクトリア州に限定したため、その記事の執筆および編集がニューヨーク州で行われ、サーバーへのその記事のアップロードがニュージャージー州で行われたにもかかわらず、ヴィクトリア州の名誉毀損法のみが適用された。

この判決は、世界的に注目を集めたが、従来のイングランドの名誉毀損法から考えてみると、当然のことであり、特に驚くことはない。しかし、それでよいか否かは別の問題である。

世界の主要な印刷メディア（日本の英字新聞を含む）の多くがすでにグローバル・アクセスまたはウェブサイトを提供するオンライン・サービスを通じて各国からアクセスされ得るということを考慮に入れると、ある個人が、より有利な判決を得るために、自分の法域よりも厳格な名誉毀損法を持つ他の法域において、誰かに当該記事をダウンロードさせることが考えられる。

(2) アメリカの裁判所のアプローチ

しかし、名誉より言論の自由を重視する法域における裁判所は、必ずしも、その法域在住の被告に対し、他の法域の判決を執行するとは限らない。実際に、アメリカの裁判所がイギリスの判決を執行するのを拒否した例がある。1995年、コロンビア特別区合衆国地方裁判所（United States District Court, District of Columbia）は、イギリスとアメリカの名誉毀損法の違いは実質的であり、また言論の自由に関する根本的な憲法問題と密接に関係があるので、イギリスの名誉毀損判決を執行することができない、と判決した¹⁶。そのため、ある外国の法域において財産を有していないアメリカの被告は、その法域に提起される訴訟を無視し、

16 *Matusevitch v. Telnikoff*, 877 F Supp 1, 23 Med L Rptr (BNA) 1367 (D DC 1995).
See also *Bachchan v. India Abroad Publications, Inc.*, 154 Misc 2d 228, 585 NYS 2d 661 (NY Sup Ct 1992).

原告がアメリカにおいてその懈怠判決を執行しようとする、それに対して異議を申し立てることができるということになる。

8 プロバイダーの責任の限定

最後に、プロバイダーが名誉毀損を予防するために何をすることができるかという問題を検討することにする。名誉毀損を予防する方法としては、名誉毀損的内容を検索するためにスクリーニングをすることが考えられる。しかし、実際には、書き込まれるメッセージが多数であるため、スクリーニングは実行不可能であろう。たとえ可能であっても、多くの名誉毀損的表現はその文字のみから判断して名誉毀損に当たらないようにみえることがよくあり、さらにスクリーニングの担当者は通常は法学関係の研修を受けていないため、スクリーニングはあまり効果的であるようには思われない。名誉毀損法に詳しい弁護士でも、誤りを犯さないわけではない。その上、プロバイダーは、オンライン・サービスの内容に対して編集権を行使すると、イギリスにおいては「編集者」として、名誉毀損的表現に対して責任を負うことになる可能性がある。

また、プロバイダーが責任を負うのを避けることができる、その他のいくつかの方法が考えられる。例えば、プロバイダーは、インターネットにアクセスできる従業員に対し、名誉毀損的表現を書き込むことを明確に禁止し、無断で書き込む表現に対する責任の損害填補保証 (indemnity) を求めることができる。システム・オペレーターが、名誉毀損的表現について、その発信者を追跡し、訴訟を提起することができるようにするために、ユーザー認識コードを導入することもあり得る。プロバイダーは、電子掲示板の名誉毀損的表現に関する報告を調査し、そのような表現を伝達し続けるボードを廃止し、またその書き込みを止めない会員を除名することが可能である。

さらに、プロバイダーは、ユーザーに対し、名誉毀損的表現を書き込まない義務があり、また名誉毀損的表現があることを見出したときはシステム・オペレーターに通知しなければならないことを認識させるべきである。また、サービスへのアクセス条件として、ユーザーによって

書き込まれる名誉毀損的表現についてプロバイダーの責任に対する損害填補保証をユーザーに求めることもできる。

この比較的新しい分野では今後も新たな問題が生じるであろうが、インターネットの参加者は法的問題が生じないように最大限の注意を払いつつ、インターネットのすぐれた側面を活用することを期待したい。

【資料】 連合王国の1996年名誉毀損法における公表責任関連条文 (訳)

第1条 — 公表責任

(1) 名誉毀損訴訟において、何人も、次のことを立証する場合には、免責事由を有する。

- (a) 自らが当該表現の作成者 (author)、編集者 (editor)、または発行者 (publisher) でなかったこと、
- (b) 自らがその公表に対して相当の注意を払ったこと、ならびに
- (c) 自らがその行動が名誉毀損的表現の公表の原因となりまたは寄与したことを知らず、また、それを信じる理由もなかったこと。

(2) この目的のために「作成者」、「編集者」、および「発行者」は、第3項でさらに説明する以下の意味をもつ。

「作成者」とは、自らの表現が公表される意図を有していなかった者を除く、表現の創始者をいう。

「編集者」とは、表現の内容またはそれを公表する決定に対する編集的または同等の責任を有する者をいう。

「発行者」とは、商業的発行者、すなわち公衆またはその一部に対して資料 (material) を発行する営業を行い、その営業のなかで当該表現を含む資料を発行する者をいう。

(3) 次の活動のみを行う者は、作成者、編集者または発行者とはみなされない。

- (a) 当該表現を含む印刷物の印刷、制作、配布または販売。
- (b) 当該表現を含む映画 (film) または音声録音 (sound record-

ing) (それらが1988年著作権、意匠及び特許法 (Copyright, Designs and Patents Act 1988) 第1部に定義されている) の処理 (processing)、複製、配布、展示 (exhibiting) または販売。

- (c) 表現が録音されている電子メディアの処理、複製、配布または販売、また、電子形式による表現の検索、複製、配布または提供に使用される装置、システムまたはサービスの運転または提供。
- (d) 放送事業者として、表現の作成者に対して効果的な規制権を有していない場合に表現を含む生番組を放送すること。
- (e) 通信システムのオペレーターまたはアクセス・プロバイダーとして、効果的な規制権を有していない者に対して、そのシステムを通じて表現の伝達または提供をさせること。

(a)から(e)までの事項に該当しない場合には、裁判所は、その者が表現の製作者、編集者または発行者としてみなされるか否かを決定するにあたって類推によってこれらの事項を考慮に入れることができる。

- (4) 作成者、編集者または発行者の従業員または代理人は、表現の内容またはそれを公表する決定に対する責任を負う程度について、その雇用者または本人と同じ立場にある。
- (5) 本条の目的のために、[裁判所は]その者がその名誉毀損的表現の公表に対して相当の注意を払ったか否か、また、その行動が名誉毀損的表現の公表の原因となりまたは寄与したことを信じる理由があったか否かを決定するにあたって次の事項を考慮に入れなければならない。
 - (a) 表現の内容またはそれを公表する決定に対するその責任の程度、
 - (b) 公表の性質または状況、および
 - (c) 作成者、編集者または発行者の以前の行為または名誉。
- (6) 本条は、本条が施行される前に生じた訴訟原因には適用されない。

第17条 一定義

(1) この法律において、

「公表」(publication) および「公表する」(publish) とは、表現に対しては、一般の名誉毀損法の目的のためにもつ意味と同じであるが、「発行者」(publisher) は、第1条の目的のために特別に定義されている。

「表現」(statement) とは、言葉 (words)、図画 (pictures)、映像、身振りまたは意味を表すその他の方法をいう。

[以下省略]

【参考文献】

小向太郎『情報法入門 — デジタル・ネットワークの法律』(NTT出版、2008) 第5章.

総務省電気通信利用環境整備室著・社団法人テレコムサービス協会編著『プロバイダ責任制限法 — 逐条解説とガイドライン』(第一法規、2002).

高橋和之「インターネット上の名誉毀損と表現の自由」、高橋和之・松井茂記編『インターネットと法〔第3版〕』(有斐閣、2004) 第2章.

佃克彦『名誉毀損の法律実務〔第2版〕』(弘文堂、2008) 第2章.

船越一幸『情報とプライバシーの権利』(北樹出版、2001) 第4章.

初岡宏成「名誉毀損・プライバシー侵害とプロバイダー責任」、堀部政男編『インターネット社会と法〔第2版〕』(新世社、2006) 第10章.

Eric Barendt, *Freedom of Speech* (2nd ed.) (Oxford and New York: Oxford University Press, 2005), ch. 13.

Des Butler and Sharon Rodrick, *Australian Media Law* (3rd ed.) (Sydney: Lawbook Co., 2007), ch. 3.

Matthew Collins, *The Law of Defamation and the Internet* (2nd ed.) (Oxford and New York: Oxford University Press, 2005).

Brian Fitzgerald, Anne Fitzgerald, Gaye Middleton, Yee Fen Lim, and Timothy G. Beale, *Internet and E-commerce Law: Technology, Law and Policy* (Sydney: Lawbook Co., 2007), chs 2 and 12.

John Middleton, "Liability of Service Providers for Defamation in Cyberspace", (1997) 8 *European Business Law Review* 108.

Jonathan Rosenoer, *Cyber Law: The Law of the Internet* (New York: Springer-Verlag, 1997), ch. 3.

Gavin Sutter, "Internet Service Providers and Liability" in Mathias Klang and Andrew Murray (eds), *Human Rights in the Digital Age* (London, Sydney and Portland, Oregon: GlassHouse Press, 2005), ch. 6.